

- 問1 伊藤博文が1882年からヨーロッパへ渡り、ドイツ（プロイセン）などの憲法を調査した主な目的として、最も適切な背景を説明したものを選びなさい。（2021年 山口県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--|--|--|
| 1. 君主権の強い憲法を研究することで、天皇を中心とした安定した近代国家の仕組みを作るため | 2. 自由民権運動の要求に全面的に応え、国民の権利を最優先した民主的な憲法を作るため | 3. 不平等条約の改正を有利に進めるため、アメリカの合衆国憲法をそのまま導入するため | 4. 長州藩などの藩閥政治を維持し、内閣制度の導入を阻止するための理論武装をするため |
|---|--|--|--|
-
- 問2 明治政府が長年の課題としていた不平等条約の改正について、1894年にイギリスとの間で日英通商航海条約を締結し、領事裁判権（治外法権）の撤廃を実現させた外務大臣は誰ですか。（2026年 高知県公立入試 類似）
- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1. 小村寿太郎 | 2. 陸奥宗光 | 3. 岩倉具視 | 4. 伊藤博文 |
|----------|---------|---------|---------|
-
- 問3 明治維新後、欧米の文化や技術が積極的に取り入れられ、それまでの伝統的な生活様式が急速に変化した現象を何といいますか。（2022年 広島県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 富国強兵 | 2. 版籍奉還 | 3. 文明開化 | 4. 殖産興業 |
|---------|---------|---------|---------|
-
- 問4 1904年に日露戦争が勃発した後の明治時代の歴史的経緯において、日本が戦費の不足や兵力の消耗などの理由から戦争の継続を困難と判断し、講和のための平和会議の仲介を依頼した国はどこですか。（2020年 静岡県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------|---------|------------|--------|
| 1. フランス | 2. イギリス | 3. アメリカ合衆国 | 4. ドイツ |
|---------|---------|------------|--------|
-
- 問5 板垣退助らが「民権議院設立の建白書」を提出したことで本格化した、国民の自由や権利を求め、国会の開設や憲法の制定を訴えた一連の政治運動を何といいますか。（2018年 茨城県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 文明開化 | 2. 公武合体運動 | 3. 自由民権運動 | 4. 尊王攘夷運動 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
-
- 問6 明治時代における日本の近代化の過程について、出来事が起きた順序として正しいものはどれですか。1871年の岩倉使節団の出発から1911年の関税自主権の回復に至るまでの主な出来事の前後関係をもとに考えなさい。（2022年 山形県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 下関条約の締結 → 立憲改進黨の結成 → ポーツマス条約の調印 → 大日本帝国憲法の発布 | 2. 大日本帝国憲法の発布 → 立憲改進黨の結成 → ポーツマス条約の調印 → 下関条約の締結 | 3. 立憲改進黨の結成 → 下関条約の締結 → 大日本帝国憲法の発布 → ポーツマス条約の調印 | 4. 立憲改進黨の結成 → 大日本帝国憲法の発布 → 下関条約の締結 → ポーツマス条約の調印 |
|---|---|---|---|
-
- 問7 日露戦争の講和条約であるポーツマス条約では、日本とロシアの国境が新たに定められました。この条約の結果、日本がロシアから譲り受け、新たに日本の領土となった範囲を説明したものとして正しいものはどれですか。（2022年 京都府公立入試 類似）
- | | | | |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 1. 千島列島の北端にある占守島から南側の全島 | 2. 樺太の北緯五十度以南の地域 | 3. 樺太の全域および千島列島の全域 | 4. 宗谷海峡から北側の樺太全域 |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|
-
- 問8 1880年代の明治政府において、伊藤博文が憲法の制定に先立って「内閣制度」を創設した主な目的として、背景にある考え方を説明したものはどれですか。（2017年 埼玉県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1. 自由民権派の主張を全面的に取り入れ、内閣総理大臣を国民の直接選挙によって選出する仕組みを整えるため。 | 2. 三権分立を徹底させ、内閣が司法権（裁判所）に対して絶対的な指示を出せるような強力な権力構造を作るため。 | 3. 行政組織を近代化し、天皇を補佐する各国務大臣の責任を明確にすることで、憲法に基づく政治（立憲政治）を円滑に運営するため。 | 4. 地方自治の権限を強化し、各府県の知事が中央政府の干渉を受けずに独自の憲法を運用できるようにするため。 |
|---|--|---|---|
-
- 問9 明治後期の日本において、大阪紡績工場に代表されるような紡績業や製糸業といった近代産業が急速に発展した背景について述べた文として、最も適切なものはどれですか。（2016年 秋田県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 農村出身の女子工員らによる低賃金での長時間労働が、国際競争力のある製品生産を支えていた。 | 2. 労働組合の結成が政府によって推奨され、労働環境が改善されたことで生産効率が飛躍的に向上した。 | 3. 軍備を制限することで得られた余剰資金が、民間の軽工業分野へ集中的に投資された。 | 4. 欧米諸国との間で関税自主権を完全に回復したことにより、安価な原料を無税で輸入できるようになった。 |
|---|---|--|---|
-
- 問10 日清戦争と日露戦争を比較した統計資料において、日露戦争の戦費は約18.3億円と日清戦争の約9倍にのぼる巨額なものでしたが、講和条約であるポーツマス条約の結果、日本が得た内容として正しいものはどれですか。（2016年 秋田県公立入試 類似）
- | | | | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| 1. 約3.1億円の賠償金を得る代わりに、樺太の領有権をすべて放棄した。 | 2. 多額の賠償金を得ることはできなかったが、韓国（大韓帝国）における指導権などを認めさせた。 | 3. 賠償金は得られなかったが、清から割譲された遼東半島を永久に領有することに成功した。 | 4. 戦費を補うために、ロシアから関税自主権を完全に回復させる約束を取り付けた。 |
|--------------------------------------|---|--|--|
-
- 問11 下関条約によって日本が清から得た約3億1000万円という多額の賠償金は、当時の国家予算の数倍に相当した。この賠償金を主な財源として建設され、日本の重工業発展の礎となった官営の施設はどれか。（2022年 静岡県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 1. 足尾銅山 | 2. 八幡製鉄所 | 3. 富岡製糸場 | 4. 長崎造船所 |
|---------|----------|----------|----------|
-
- 問12 明治時代の北海道において、全国から移住した兵士たちが担った役割やその制度の説明として、最も適切なものはどれですか。（2016年 山口県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 1. 国民皆兵の原則に基づき、満20歳以上の男子に一律に兵役を課した徴兵制度。 | 2. 大名が合戦に備えて雇い、足軽として最前線で戦わせるための軍事制度。 | 3. 北方の守りを固めると同時に、食料の自給や都市づくりのための道路整備などを行う役割。 | 4. 九州沿岸の警備を目的として、東国から農民を徴収して配置した役割。 |
|---|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
-
- 問13 植木枝盛が著した『民権自由論』の中では、「人はこの世に生まれたからには自由が必要であり、それは天から与えられたものである」といった趣旨の内容が当時の文体で記されています。この主張の背景にある考え方として、最も適切な説明はどれですか。（2025年 山口県公立入試 類似）
- | | | | |
|--|---------------------------------------|--|--|
| 1. 人は生まれながらにして自由で平等の権利を持っており、それは政府も奪えないという考え | 2. 君主が持つ絶対的な権力は、神から授けられた神聖なものであるという考え | 3. 社会の秩序を保つために、人は身分に応じた限定的な権利のみを持つべきであるという考え | 4. 個人の権利は、国家の法律によって初めて国民に付与されるものであるという考え |
|--|---------------------------------------|--|--|